

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 8 月 7 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市水道局は、市民（請求人）から受取拒否の意思等を通告されていたにもかかわらず、これを無視して同趣旨の郵便物計 22 通を郵送し続けた。そのうち令和 8 年 5 月 26 日付の郵便は、切手が大量かつ異常な方法で貼付されていた。

市民（請求人）の郵便法に基づく受取拒否の意思表示等を無視して執拗に再送を続けたことは、不要な郵送の繰り返しによる公金の著しい浪費（不当な支出）に該当する。目的を達しないことが明らかな送付を強行し公金を空費したことは、公務員の職務上の注意義務および財務会計上の適正原則に違反する。また、切手の大量・異常貼付は、行政機関の郵便事務・切手類等の管理手続きの常識から著しく逸脱し、「本庁舎における郵便発送に関する事務処理要領」が定める「郵便発送経費の節減」の義務（第 13 条第 7 号）や、正規の料金後納手続き等の原則（第 2 条）を無視した杜撰かつ不当な財務会計上の行為である。さらに、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」において義務付けられている「誠実に市民と向き合い、市民の立場を斟酌し、客観的に納得のいく対応を行う」ことを無視し、組織の保身と形式上の完了のためだけに執拗な再送や異常な切手貼付を強行したことは、市民への説明責任を放棄し、同ガイドラインに違反する不当な財務会計上の行為（公金の浪費）である。これらの結果、不要な郵便物の送付等による通信費相当額の財政的損害を大阪市に与えている。

また、水道局が外部委託する検針業務で、6 月分において受託者が特定の世帯（請求人宅）のみ検針員情報を空白にし、かつ、白黒印刷の用紙を配布するという「検針マニュアルに違反した不利益な差別扱い」があった。請求人が受託者名を見るとフラッシュバック症状を呈

する旨を水道局へ相談し、「検針票は後日封筒に入れて別途郵送する」との合意を得たが、これが履行されたのは5月分のみで、7月分は合意を一方的に破り、受託者名が露出した検針票を投函した。

水道局は、受託者の検針マニュアルに反した不完全な契約履行の事実を把握しながら、市民（請求人）からの指摘等を見做してこれを看過し、満額の委託料を支払い続けている。とりわけ、請求人の心身の健康への配慮（封筒に入れて別途郵送する旨の約束）を反故にし、投函を強行したことは、信義則および適正な行政運営に反する不当な業務履行である。水道局がこのような契約不履行等を看過し、適切な監督を行わずに満額の委託料を支払い続けていることは、違法・不当な財務会計上の行為に該当し、未履行部分に相当する委託料が大阪市の損害となっている。

よって、執拗な郵送等により公金を無駄遣いした水道局担当職員の責任を明確にし、不当に支出された通信費用の返還等の措置を講ずること、また、水道局が委託契約の監督体制等を徹底し、履行不全に伴う委託料の一部返還請求や減額措置を行うことを求める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求する必要がある。

また、住民監査請求は、長や関係職員等による違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が監査委員に対して監査及び防止、是正の措置を請求することにより、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としている。

この点、最高裁判所昭和53年3月30日判決では、住民訴訟における住民の有する訴権は、住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた権利であり、原告は、自己の個人的利益のためにではなく、専ら住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものである旨判示されている。

上記の判決によれば、住民訴訟の提起にあたって前置されている住民監査請求についても、個人の具体的権利利益を保護するためのものではなく、専ら住民全体の利益のために、公益の代表者としての立場において請求する必要があると解される。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記の各要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、大阪市水道局による、①請求人への文書の郵送に係る費用の支出、及び②請求人宅の検針業務を担う同業務の委託事業者への業務委託料の支出を請求の対象とし、①につ

いて、請求人の受取拒否の意思表示等を見放した不要な郵送の繰り返しによるものであり、かつ、郵送費用等の節減の義務に反して切手を大量に貼付した上での郵送がされているものであるから違法又は不当な支出であること、②について、請求人が求めた心身の健康への配慮を反故にする等、不当な業務履行を行う委託事業者への支出であるから違法又は不当な支出であることを主張するものと解される。

上記の各主張が、(1)大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのか、また、(2)専ら住民全体の利益のための請求といえるのかが問題となる。

まず、上記(1)の要件について、請求人の主張①は、請求人による受取拒否の意思が示されていること、また、貼付された切手についてその金額ではなく枚数が大量であるということが、なぜ、当該文書の郵送に係る費用の支出の違法又は不当事由につながるのかについて、具体的に示されていない。

さらに、請求人の主張②は、大阪市水道局と検針業務の委託事業者との間の契約につき、いかなる契約違反によりその業務委託料の支出が違法又は不当なものと言えるのかについて、具体的に示されていない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えず、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

また、上記(2)の要件について、本件請求は、大阪市水道局における文書の郵送に係る費用や業務委託料の支出を対象とするものではあるものの、請求書に記載のとおり、その実質は、請求人に対する文書の郵送や請求人宅における検針業務についての配慮を求めるものであり、住民全体の利益のための請求とは解されない。

よって、本件請求を、地方財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を保障することを目的とする住民監査請求の対象とすることは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。